

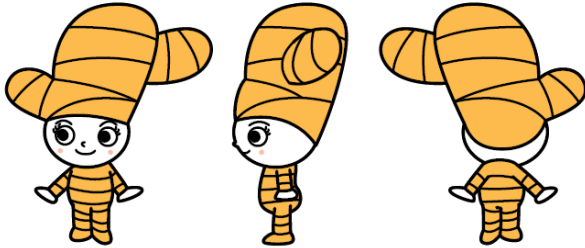
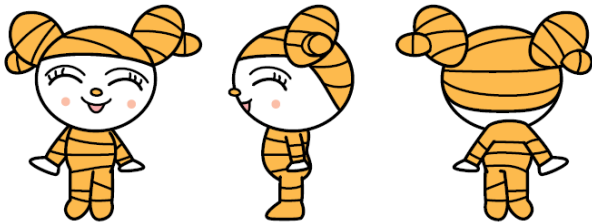
南国市関連キャラクター使用マニュアル



南国市商工観光課

令和7年5月16日改定版

◆著作物および著作権表示

	著作物の正式名称 (略称)	著作物	著作権表示
1	しょうがちゃん		©やなせたかし
2	ありがとう駅の センベちゃん (センベちゃん)		©やなせたかし
3	ごめん生姜地蔵 (生姜地蔵)		©やなせたかし
4	やなせライオン [キャラクターイラスト]		©やなせたかし／ やなせスタジオ
5	やなせライオン [キャラクター 3D モデル]		©やなせたかし／ やなせスタジオ

※2 および 3 について、スペース等の都合により、正式名称で記載することが困難な場合にのみ、() に記載する略称を使用することができます。

◆著作物の利用許諾範囲

1 日本国内における利用であること

2 無償利用の範囲

- (1) 南国市が行う、南国市地域の広報活動および PR 等の目的での利用
(広報紙やパンフレット、ポスター等の印刷物、公共施設壁面の装飾、テレビ放送・劇場上映用の映像内での紹介や投影資料、ホームページ・SNS等のインターネット上での利用等をさす)
- (2) 南国市以外の自治体や公的性質を有する団体、またはそれに準じる団体が行う、南国市地域または同地域を含む広域エリアの広報活動および PR 等の目的での利用
- (3) 南国市または南国市が特に認可した団体が、南国市地域の特産品（販売物を含む）を PR する目的で、特産品としての目印をつけるためのマークやシール、証紙等での利用（ただし、販売商品そのものへのデザインや名称等に本件キャラクターを使用する場合は有償利用）

3 有償利用の範囲

- (1) 南国市、または南国市が特に認可した団体・法人等による販売商品および当該商品の広報・販売促進活動への利用

◆著作物の利用料

有償利用に関する使用料は、「消費税抜希望小売価格×3%×制作数+消費税」とする。

支払いは、南国市が指定する口座へ支払うものとする。

※希望小売価格が消費税込価格の場合で、消費税込価格から税抜価格を算出する際に1円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた価格を消費税抜希望小売価格とする。

※上記計算式で算出した使用料に、1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた金額を使用料とする。

◆使用基準

1. 南国市が提供するデータを使用してください。
2. 本著作物および本著作物のキャラクター名称を何ら改変（一部切抜・削除・添加等を含む）せず、そのまま使用してください。
3. 本著作物について、イラストの反転使用はしないでください。
4. ロゴ・文字等を本著作物に重ねるデザインは使用しないでください。
5. 本著作物を利用する際は、指定色以外の色や、事前に著作権者が承諾した色以外で使用したり、形状を変更したりすることはできません。
6. 本著作物のイラスト・画像とともに、キャラクター名称および著作権表示を必ず記載してください。
7. 本著作物の世界観・設定に合わない使用は、許可できないことがあります。
8. 本著作物のイメージ保護のため、下記にあげるものへの使用は不可とします。
 - （１）暴力、危険物など、悪い印象を与えるものへの使用
 - （２）宗教や特定の思想に関するものへの使用
 - （３）特定の企業や商品を直接的に推奨する広告等への使用
 - （４）本著作物以外の著作物、キャラクター等との混同、コラボレーション
9. 本著作物にセリフをつける場合、本著作物の言葉遣いについて事前監修を受けてください。
10. 本著作物を使用した立体物の製作については、スケッチ（企画書・ラフ案）、原型（仮縫い等）、製作途中（彩色）の各段階でも都度、承認を必要とします。
11. トリミングを実施する場合、本著作物の一部が切れることがないように注意し、本著作物の全体像を把握することができる範囲で、使用をしてください。
12. 本著作物の使用にあたって背景イラスト・デザインを新たに描きおこす場合、本著作物の世界観に相応のものとなるように留意した上で、事前監修を受けてください。
13. 本著作物を使用したノベルティを製作する場合は、著作権表記とともに必ず非売品表示を表記してください。
（例）

Not for sale

、

非売品

14. 上記のほか、本著作物の使用方法に関して南国市から指示がある場合、その指示に従ってください。

◆手続きの流れ

1. 著作物使用許可申請書と製作物のイメージや参考画像等の資料を提出してください。（メール・持参・郵送）
2. 使用できる可能性と使用料の有無のご連絡を差し上げます。メールにてデータをご提供します。
3. 製作物のデザイン、レイアウト、設計図等の資料をメールにてお送り下さい。（カラーで確認できるもの）
4. デザインおよび内容の監修・校正
※監修・校正において修正の必要がある場合はその旨をお戻しします。該当箇所の修正を行い、再度資料をメールにてお送りください。
5. 使用方法の確認後、デザイン校了のご連絡を差し上げます。
6. 実物サンプル品の製作後、サンプル品を提出してください。（郵送または持参）
7. 現物校正、および色校正
※監修・校正において修正の必要がある場合はその旨をお戻しします。該当箇所の修正を行い、再度資料をメールにてお送りください。
8. 全てが校了した後、著作物使用許可通知書兼使用料請求書により使用許可のご連絡を差し上げます。
※有償の場合は、著作物使用許可通知書兼使用料請求書の記載に従って使用料をお支払いください。
※お支払い完了後、速やかに南国市に支払ったことの証明を提出してください。
9. 製作物の印刷または製造へ
※製作物の完成品について、南国市の指定する数量を、南国市に提出してください。ただし提出が難しい場合、事前に南国市と協議の上、提出数量の減少及び写真の提出をもって代えることができるものとします。
10. 製作物の配布または販売へ

◆その他

このキャラクター使用マニュアルは、南国市関連キャラクターの使用を円滑に進めていただくための基準を示したものとなります。万一「南国市関連キャラクターの使用に関する規程」と相違があった場合には、南国市の指示にしたがってキャラクターの使用を進めてください。

【提出先／お問い合わせ先】

〒783—8501 高知県南国市大埴甲 2301 南国市商工観光課

TEL : 088-880-6560 FAX : 088-863-1167

MAIL : n-shoukou@city.nankoku.lg.jp